



埼玉県報

第 2908 号
平成 29 年(2017 年)
6 月 13 日
火曜日

目次

管理規程

- 埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程の一部を改正する規程(小児医療センター)

告示

- 彩の国だより印刷業務に関する落札者等の公示(入札課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定(水環境課)
- と畜検査手数料の徴収事務委託(食肉衛生検査センター)
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 上里土地改良区の役員就退任届(本庄農林振興センター)
- 有料公園施設等の使用料徴収事務委託(越谷県土整備事務所)
- 草加都市計画下水道事業八潮公共下水道の事業計画の変更認可(都市計画課)
- 県道大野東松山線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 県道大野東松山線の供用の開始(東松山県土整備事務所)

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第十号

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年六月十三日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程の一部を改正する規程

埼玉県立小児医療センター院内保育施設管理規程（平成二十一年病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「蓮田市蓮田四丁目二三〇番地」を「さいたま市中央区新都心一番地二」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
彩の国だより印刷業務 約 2,240,000 部×12 回（8 ページ×9 回・12 ページ×3 回）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 29 年 4 月 10 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社きかんし 埼玉県さいたま市浦和区仲町 3 丁目 2 番 24 号
- 5 落札金額
74,462,976 円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 29 年 1 月 24 日

告 示

埼玉県告示第七百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

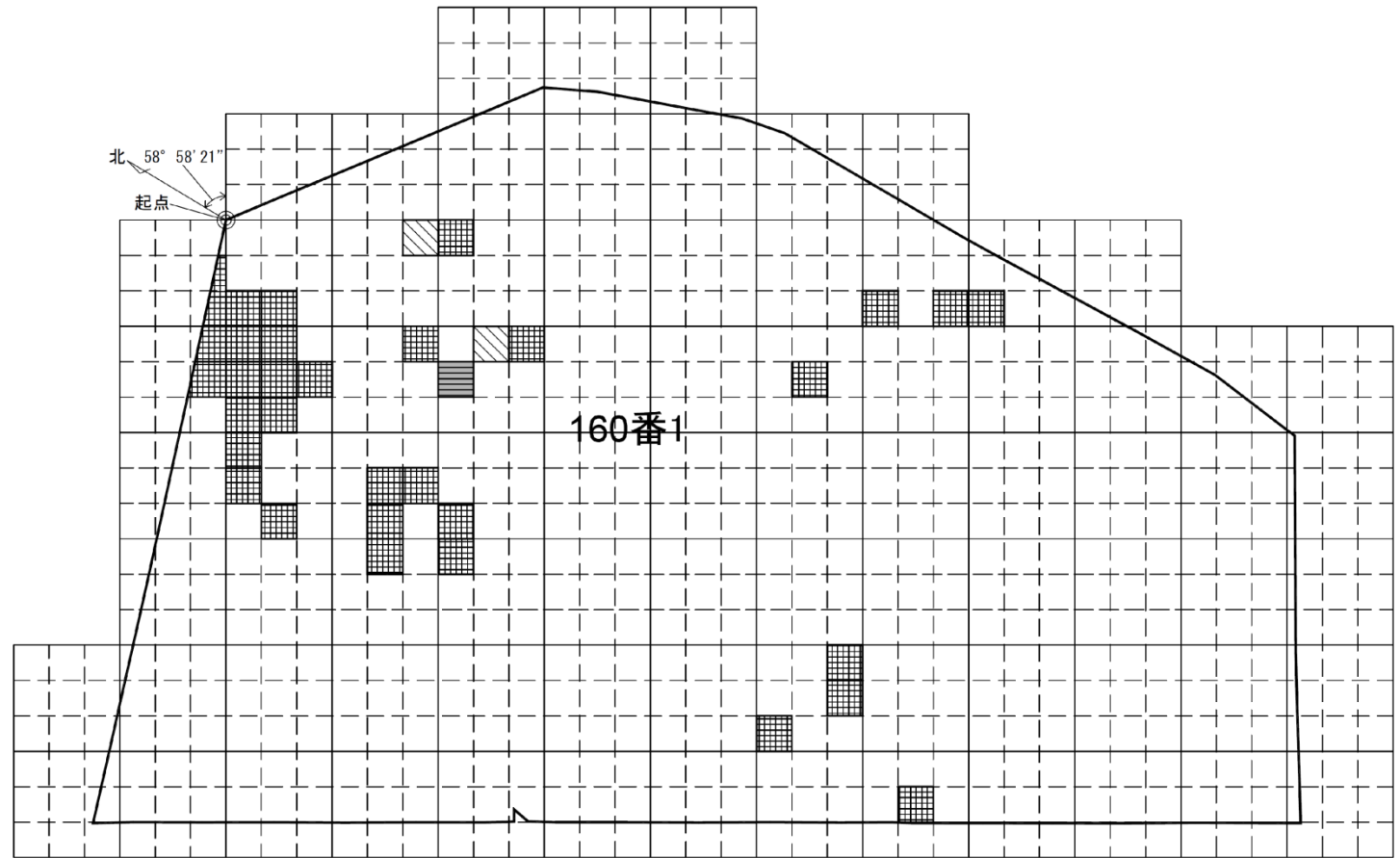
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県鴻巣市前砂字袋百六十番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【起点】
 起点は、埼玉県鴻巣市前砂字袋160番1の最北端とする。

【格子の回転角度(58° 58' 21")】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として、時計回りに回転させた角度を示す。

- : 単位区画
- : 30m格子
- : 敷地境界
- ▨: 形質変更時要届出区域(六価クロム溶出量)
- ▩: 形質変更時要届出区域(鉛溶出量)
- ▧: 形質変更時要届出区域(砒素溶出量)
- ▦: 形質変更時要届出区域(ふっ素溶出量)

告 示

埼玉県告示第七百十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県鴻巣市前砂字袋百六十番一の一部）

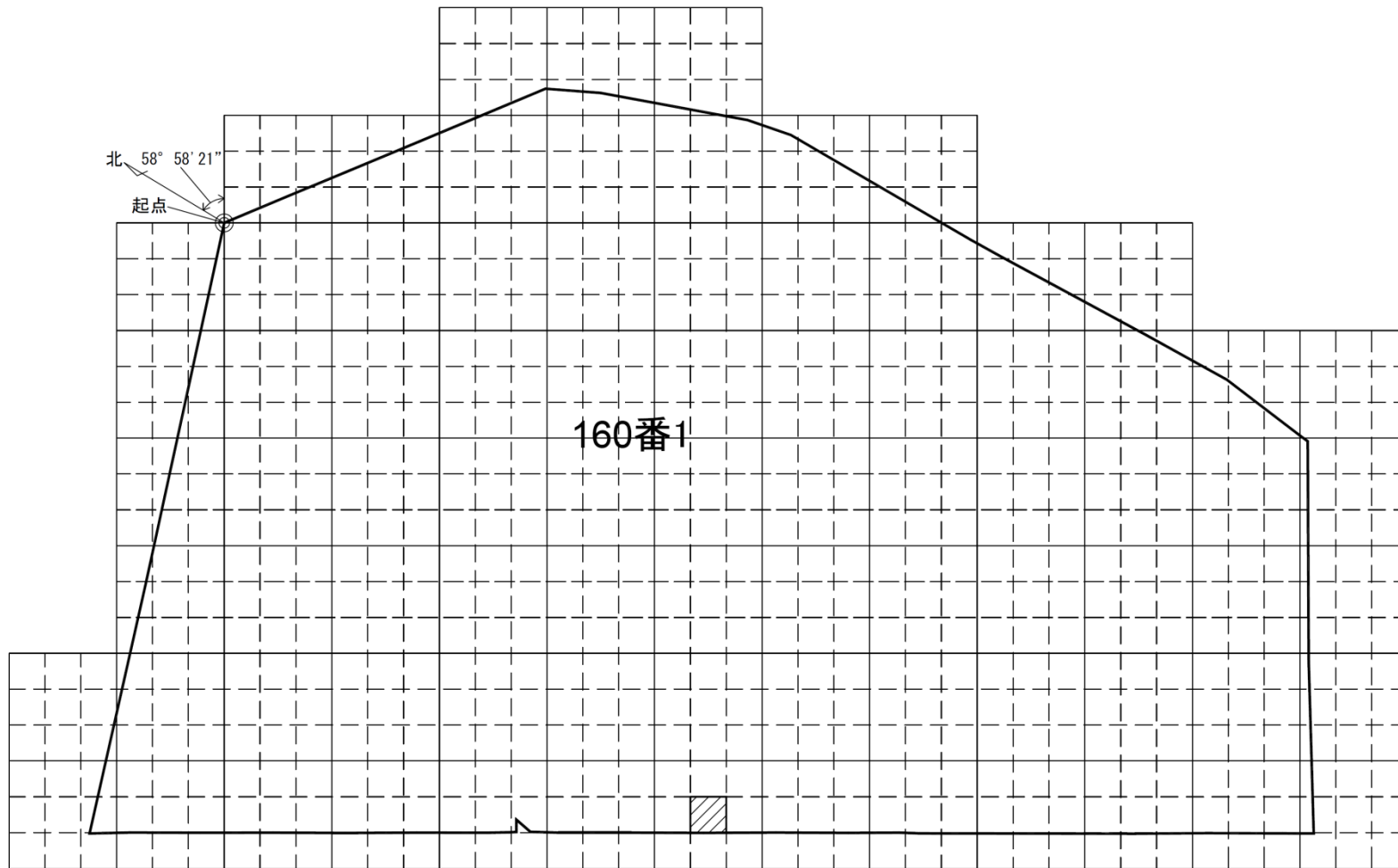
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



【起点】
 起点は、埼玉県鴻巣市前砂字袋160番1の最北端とする。

【格子の回転角度(58° 58' 21")】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として、時計回りに回転させた角度を示す。

--- : 単位区画 — : 30m格子

— : 敷地境界

▨ : 要措置区域(テトラクロロエチレン溶出量、トリクロロエチレン溶出量)

告示

埼玉県告示第七百一十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げると畜場におけると畜検査手数料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十九年六月十三日

埼玉県知事 上田清司

と畜場の名称	受託者の住所・名称及び代表者氏名	委託期間
和光ミートセンター	埼玉県和光市新倉六丁目九番二十号 株式会社アグリス・ワン 代表取締役 阿部 昌史	平成二十九年四月 一日から 平成三十年三月 三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十九年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社イトーヨーカ堂坂戸店
埼玉県坂戸市日の出町二百五十一番一号 外
- 二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
丸加商事株式会社 代表取締役 清水澄弘
埼玉県坂戸市日の出町三番二十一号
- 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日
平成二十八年十月十六日

告示

埼玉県告示第七百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年六月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	関根孝道	埼玉県児玉郡上里町大字三町五百七十八番地四
同	青木猛	同 同 同 大御堂二百四十六番地
同	荒井良嗣	同 同 同 勅使河原千二百八十二番地六
同	石川文雄	同 同 同 金久保六百八十四番地
同	内田一夫	同 同 同 神保原町二千五百五十八番地一
同	内山英明	同 同 同 堤六百三十五番地
同	金井佐一	同 同 同 嘉美五百十二番地
同	小林昇司	同 同 同 八町河原二千五十九番地
同	高橋英治	同 同 同 七本木二千九百九十番地
同	塚越松吉	同 同 同 帯刀二百十九番地九
同	土屋定久	同 同 同 七本木百五十二番地
同	戸矢活夫	同 同 同 藤木戸百九十八番地
同	戸矢俊彦	同 同 同 堤十四番地九
同	南雲和夫	同 同 同 金久保千二百五十五番地
同	馬場弘次	同 同 同 勅使河原八百四十二番地
同	福田保	同 同 同 忍保千百六十番地
同	松本保夫	同 同 同 三町五百七十八番地一
同	和田山玉彦	同 同 同 七本木千九百五十一番地
同	荒井清一	同 同 同 本庄市今井六百八十八番地
同	吉野由紀雄	同 同 同 新井四百九十三番地三
監事	金子一男	同 同 同 児玉郡上里町大字忍保千七十二番地
同	黒澤清一	同 同 同 嘉美二十一番地
同	坂本洋樹	同 同 同 大御堂百四十三番地
同	古川隆治	同 同 同 帯刀七百九十三番地四

二 退任

職名	氏名	住所
理事	関根孝道	埼玉県児玉郡上里町大字三町五百七十八番地四
	相川傳吉	同 同 同 五明五百五十五番地二
	伊藤正實	同 同 同 大御堂五百八十三番地三
	岩田好雄	同 同 同 勅使河原千五百八十番地一
	岩田義典	同 同 同 金久保千七百七十七番地一
	内田一	同 同 同 神保原町千三百三十二番地一
	内山英明	同 同 同 堤六百三十五番地
	金井佐一	同 同 同 嘉美五百十二番地
	神尾定良	同 同 同 堤二十九番地
	小暮義行	同 同 同 勅使河原千三百五十四番地一
	佐藤三男	同 同 同 七本木三千二十四番地
	杉山修	同 同 同 帶刀二百二十六番地六
	高橋紘一	同 同 同 七本木千九百七十一番地
	塚本武夫	同 同 同 七本木五千六百六十一番地
	南雲和夫	同 同 同 金久保千二百五十五番地
	福田巳春	同 同 同 忍保千百六十八番地
	松下高雄	同 同 同 八町河原二千五百七十三番地
	松本保夫	同 同 同 三町五百七十八番地一
	浅見孝雄	同 同 同 本庄市今井千百十一番地
	宇田川良重	同 同 同 新井七十六番地
監事	金井弘	同 同 同 児玉郡上里町大字嘉美五百二十番地
	齋藤良平	同 同 同 勅使河原六百二十二番地
	堀込喜一	同 同 同 大御堂二十五番地
	松下守	同 同 同 八町河原二千六百十二番地

告示

埼玉県告示第七百十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務をそれぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十九年六月十三日

埼玉県知事 上田清司

委託する公園施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
吉川公園の野球場及び運動場の使用料	吉川市吉川二丁目一番地一 吉川市 吉川市長 中原 恵人	平成二十九 年四月一日 から平成三 十年三月三 十一日まで

告 示

埼玉県告示第七百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千百五十八号で告示した草加都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十九年六月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

八潮市

二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画下水道事業八潮公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年九月二十七日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千五百十八号、昭和五十六年埼玉県告示第四百二十五号、昭和五十七年埼玉県告示第四百五十五号、昭和五十九年埼玉県告示第百六十三号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百一号、平成元年埼玉県告示第三百六十三号、平成三年埼玉県告示第六百七十一号、平成六年埼玉県告示第四百九十二号、平成十年埼玉県告示第百六十六号、平成十一年埼玉県告示第千二百三十一号、平成十二年埼玉県告示第千百六十二号、平成十四年埼玉県告示第千五百九十七号、平成十六年埼玉県告示第六百五十二号、平成十九年埼玉県告示第四百九十三号、平成二十三年埼玉県告示第三百九十九号、平成二十五年埼玉県告示第四百十六号及び平成二十七年埼玉県告示第四百六十一号の事業地のうち、八潮市大字伊勢野字根通及び大字南川崎根通を加え

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年六月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大野東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
九五番一地先まで	比企郡ときがわ町大字西平字 横道三〇〇五番一地先から	区 間
一一・五〇〇四一・五〇	七・九〇〇一五・七〇	敷地の幅員 (メートル)
一五〇・〇〇〇メートル		延 長 (メートル)
橋梁架設工事		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年六月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

<p>路 線 名</p>	<p>県道大野東松山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡ときがわ町大字西平字横道三〇〇五番一地先から同郡同町大字西平字横道二九九五番一 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年六月十四日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年六月十三日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一五〇・〇メートル。</p>